

議案第23号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

学校教育部教育管理課

1 改正内容

学校産業医、学校医、学校歯科医、学校薬剤師

学校医、学校歯科医、学校薬剤師について、令和5年11月22日に開催された朝霞区市長会臨時総会において承認された報酬額に改定する。それに準じて、学校産業医の報酬額を改定する。

2 施行日

令和6年4月1日

担当

学校教育部教育管理課学校保健安全係

電話463-0794